

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社アドウェイズ
【英訳名】	Adways Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡村 陽久
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【電話番号】	03-5339-7122
【事務連絡者氏名】	取締役 松嶋 良治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【電話番号】	03-5339-7122
【事務連絡者氏名】	取締役 松嶋 良治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第8期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	1,625,412	4,918,386
経常損失()(千円)	21,768	513,021
四半期(当期)純損失()(千円)	25,358	495,440
純資産額(千円)	2,801,788	2,846,778
総資産額(千円)	3,751,947	3,700,619
1株当たり純資産額(円)	35,494.88	36,064.85
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	321.26	6,328.96
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	74.7	76.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	9,538	470,282
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	178,199	122,091
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,502	24,576
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,133,719	2,327,965
従業員数(人)	314	307
(外、平均臨時雇用者数)	(29)	(45)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	314	(29)
---------	-----	------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	164	(11)
---------	-----	------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動により製品を製造販売する製造業には属しておりませんので、生産実績を記載しておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分の方法については、従来、「海外事業」は、「新規事業・その他」と合わせて「海外及び新規事業・その他事業」として開示しておりましたが、当該事業区分の売上割合が増加しており、今後もこの傾向が予想されるため、当該第1四半期連結会計期間より区分表示することに変更いたしました。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
インターネット(PC)アフィリエイト広告事業 (千円)	525,206
モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	1,025,325
海外事業(千円)	67,286
新規事業・その他(千円)	7,594
合計(千円)	1,625,412

(注) 1. セグメント間の取引については相殺しております。

2. 当第1四半期連結会計期間の総販売実績の100分の10を超える販売先はありません。

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油をはじめとする資源価格が高騰する中、株式市場の低迷、企業部門における設備投資の抑制や収益の低下が見られるとともに、物価上昇への懸念などから景気及び個人消費の先行きに不透明感が一層増してきております。

このような中で、当社グループが事業展開を行うインターネット・モバイル関連業界は、インターネットのブロードバンド化や携帯電話の定額料金制の普及を背景に、市場規模は安定した成長を遂げており、当社グループが手掛けておりますアフィリエイト広告市場も引き続き拡大が予測されております。

このような経済状況のもとで、当社グループは、売上高はインターネット（PC）アフィリエイト広告事業における業績回復や、モバイルアフィリエイト広告事業の好況を受け、前年同四半期より568,381千円増加し1,625,412千円（前年同期比53.8%の増加）となりました。

売上原価は、売上高の増加に伴い、前年同四半期より473,097千円増加し、1,275,421千円（前年同期比58.9%増）となりました。その結果、売上総利益は、95,283千円増加し、349,991千円（前年同期比37.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、前年同四半期より29,843千円増加し、377,324千円（前年同期比8.6%増）となりました。要因は人員採用等ではありますが、売上高の増加に伴い、売上高における販売費及び一般管理費の占める割合は減少しております。

以上の結果、営業損益は27,333千円の営業損失となりました（前年同四半期は92,773千円の営業損失）。

経常損益は、21,768千円の経常損失となりました（前年同四半期は91,162千円の経常損失）。

四半期純損益は、25,358千円の四半期純損失となりました（前年同四半期は12,962千円の四半期純損失）。なお、前年同四半期は、関連会社である株式会社ネットマーケティングの株式の一部を売却したことによる収入があったため、当第1四半期連結会計期間の四半期純損益は前年同四半期より減少しております。

また、事業区分の方法については、従来、「海外事業」は、「新規事業・その他」と合わせて「海外及び新規事業・その他」として開示しておりましたが、当該事業区分の売上割合が増加しており今後もこの傾向が予想されるため、当第1四半期連結会計期間より区分表示することに変更いたしました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

インターネット（PC）アフィリエイト広告事業

	平成20年3月期 第1四半期	平成21年3月期 第1四半期	増減	前年同期比(%)
売上高（千円）	504,504	528,341	23,836	4.7
（外部売上高）（千円）	502,190	525,206	23,015	4.6
（セグメント間売上高）（千円）	2,313	3,135	821	35.5
営業費用（千円）	468,940	474,112	5,172	1.1
営業利益（千円）	35,564	54,229	18,664	52.5
広告主（クライアント）数	899	1,122	223	24.8
提携Webサイト（メディア）数	115,279	149,919	20,563	17.8

当第1四半期連結会計期間におけるインターネット（PC）アフィリエイト広告事業は、主に収益力の回復を目下の課題とし、その点に注力したサービス企画、営業の強化により、広告主（クライアント）数及び提携Webサイト（メディア）数は順調に増加し、売上高、営業利益が増加いたしました。

この結果、インターネット（PC）アフィリエイト広告事業の売上高は525,206千円（前年同期比4.6%増）、営業利益は54,229千円（前年同期比52.5%増）となりました。

モバイルアフィリエイト広告事業

	平成20年3月期 第1四半期	平成21年3月期 第1四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	545,003	1,026,559	481,556	88.3
(外部売上高)(千円)	544,520	1,025,325	480,804	88.3
(セグメント間売上高)(千円)	482	1,234	751	155.6
営業費用(千円)	503,522	883,529	380,006	75.4
営業利益(千円)	41,480	143,030	101,549	244.8
広告主(クライアント)数	929	1,673	744	80.7
提携Webサイト(メディア)数	42,058	60,479	18,421	43.7

当第1四半期連結会計期間におけるモバイルアフィリエイト広告事業は、携帯電話の高速データ通信、定額料金制の普及によるユーザー層の拡大、広告収入型サイト(一般サイト)の活況による市場の拡大、営業の強化により、広告主(クライアント)数、提携Webサイト(メディア)数とも増加し、売上高、営業利益が大幅に増加いたしました。

この結果、モバイルアフィリエイト広告事業の売上高は1,025,325千円(前年同期比88.3%増)、営業利益は143,030千円(前年同期比244.8%増)となり、四半期では過去最高の売上高及び営業利益を更新しました。

海外事業

	平成20年3月期 第1四半期	平成21年3月期 第1四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	-	67,286	-	-
(外部売上高)(千円)	-	67,286	-	-
(セグメント間売上高)(千円)	-	-	-	-
営業費用(千円)	-	96,650	-	-
営業損失()(千円)	-	29,364	-	-

海外事業は、海外におけるアフィリエイト広告事業等、主に中国子会社である愛徳威広告(上海)有限公司のアフィリエイト広告事業を営んでおります。

中国のインターネット広告市場拡大に伴い、売上高は順調に拡大をしております。

営業費用は、中国における営業の強化に伴う、人員増等の先行投資によるものであります。

この結果、海外事業の売上高は67,286千円、営業損失は29,364千円となりました。

新規事業・その他事業

	平成20年3月期 第1四半期	平成21年3月期 第1四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	-	14,038	-	-
(外部売上高)(千円)	-	7,594	-	-
(セグメント間売上高)(千円)	-	6,443	-	-
営業費用(千円)	-	33,512	-	-
営業損失()(千円)	-	19,474	-	-

新規事業・その他事業は、日本における新規事業、主にEコマース事業や、中国子会社である愛徳威軟件開発(上海)有限公司のシステム開発などを営んでおります。

営業費用は主に国内におけるシステム開発及び新規事業への先行投資などによるものであります。

この結果、新規事業・その他の売上高は7,594千円、営業損失は19,474千円となりました。

当第1四半期連結会計期間より、従来の「海外及び新規事業・その他事業」を「海外事業」、「新規事業・その他事業」の2つのセグメントに区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況」「1.四半期連結財務諸表注記事項 セグメント情報」をご覧ください。

また、「海外事業」、「新規事業・その他事業」単独での業績については当第1四半期連結会計期間より開示しておりますので、前年同期の実績及び対前年同期比増減率は記載しておりません。

所在地セグメントの業績は、次のとおりであります。

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,558,125	67,286	1,625,412	-	1,625,412

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	63,901	63,901	(63,901)	-
計	1,558,125	131,188	1,689,314	(63,901)	1,625,412
営業損失()	14,077	15,508	29,586	2,253	27,333

(注) 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

日本

日本は、インターネット広告市場の拡大、特にモバイルアフィリエイト広告市場の活況を受け売上高が拡大傾向にあります。新規事業への先行投資及び人員採用等により、売上高は1,558,125千円、営業損失は14,077千円となりました。

中国

中国は、インターネット広告市場の拡大を受け、売上高が拡大傾向にあります。事業拡大へ向けての先行投資等により、売上高は67,286千円、営業損失は15,508千円となりました。

所在地セグメントの業績については当第1四半期連結会計期間より開示しておりますので、上記、の前年同期の実績及び対前年同期比増減率等は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

	平成20年3月期 第1四半期	平成21年3月期 第1四半期	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	49,014	9,538	39,431
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	16,342	178,199	161,857
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	3,770	2,502	6,272
現金及び現金同等物に係る換算差額(千円)	1,737	4,005	2,268
現金及び現金同等物の増減額(千円)	63,323	194,245	130,921
現金及び現金同等物の期首残高(千円)	2,899,810	2,327,965	571,845
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	2,836,487	2,133,719	702,767

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前年同四半期に対して、702,767千円減少し、2,133,719千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、9,538千円の支出となりました(前年同期比39,431千円増)。これは主に、税金等調整前当期純損失を22,574千円計上したこと、売上債権の増加額が116,266千円となったこと、仕入債務の増加額が98,907千円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、178,199千円の支出となりました(前年同期比161,857千円減)。これは主に、サーバーの増加に伴う有形固定資産の取得による支出9,000千円、会計システムの導入に伴う無形固定資産の取得による支出9,365千円及び投資有価証券の取得による支出150,262千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,502千円の支出となりました(前年同期比6,272千円減)。これは長期借入金返済による支出2,502千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10,233千円であります。
なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの中期的な経営戦略は、急速に成長するインターネット広告市場において、アフィリエイト広告周辺事業に経営資源を分配し、広告主に対して、より付加価値の高いサービスを継続して提供していくことを目標としております。

また、現在中国においてシステム開発業を行っている愛徳威軟件開発（上海）有限公司及び愛徳威広告（上海）有限公司を足がかりに、中国におけるアフィリエイト広告事業を展開し、海外における当社グループの主力事業の拡大を進めることにより、グループ全体での事業規模の拡大を目指しております。

長期的には、基幹事業となるアフィリエイト広告事業の育成及び周辺事業の深耕に注力するとともに、必要に応じてM & A及び業務提携といった手段を活用し、事業の拡大を図ってまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2 事業の状況」の「3 . 財政状態及び経営成績の分析（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の方針を立案するよう努めております。当社グループの事業はアフィリエイト広告事業を中心に4つのセグメントで構成され、現在のところ事業環境は比較的安定して推移しております。

しかしながら、アフィリエイト広告事業の市場における競争環境は、今後ますます厳しさを増すものと思われております。このような状況の中で当社グループの経営陣は、新商品の開発に努めるとともに、新規事業の開拓、海外における事業の拡大等、選択と集中を行いながら経営資源を有効に活用していく方針であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、拡充についての重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	306,300
計	306,300

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	78,935	78,960	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない 当社における 標準となる株式
計	78,935	78,960	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年4月12日臨時株主総会決議

a) 第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	262(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,310(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,720(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成19年4月13日から 平成27年4月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,720 資本組入額 6,360 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権にかかる義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

b) 第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	98(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,720(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年4月13日から 平成27年4月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,720 資本組入額 6,360 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者及び退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

(3) 新株予約権の相続または合併による承継は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。

(4) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権にかかる義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。
- 平成17年6月24日定時株主総会決議
a) 第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	137(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	685(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。
- b) 第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	405(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

2. 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される日まで、権利を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。
- (4) 新株予約権の相続または合併による承継は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	78,935	-	1,467,764	-	1,457,764

(注) 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が25株、資本金及び資本準備金がそれぞれ159千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 78,935	78,935	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	78,935	-	-
総株主の議決権	-	78,935	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、592株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数592個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	45,000	41,500	35,300
最低（円）	29,500	30,050	26,000

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,133,719	2,327,965
売掛金	940,721	831,967
商品	726	1,402
貯蔵品	118	69
繰延税金資産	1,629	6,276
その他	38,024	31,236
貸倒引当金	14,610	12,042
流動資産合計	3,100,331	3,186,874
固定資産		
有形固定資産	161,250	179,327
無形固定資産	149,487	151,944
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,509	497
その他	347,410	191,465
貸倒引当金	11,041	9,490
固定資産合計	651,616	513,744
資産合計	3,751,947	3,700,619
負債の部		
流動負債		
買掛金	754,299	659,397
1年内返済予定の長期借入金	10,008	10,008
未払法人税等	3,591	4,196
ポイント引当金	25,631	24,485
その他	155,834	152,457
流動負債合計	949,365	850,545
固定負債		
長期借入金	794	3,296
固定負債合計	794	3,296
負債合計	950,159	853,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,467,764	1,467,764
資本剰余金	1,457,764	1,457,764
利益剰余金	109,589	84,230
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,487	0
為替換算調整勘定	11,663	5,480
純資産合計	2,801,788	2,846,778
負債純資産合計	3,751,947	3,700,619

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 2 0 年 4 月 1 日 至 平成 2 0 年 6 月 3 0 日)
売上高	1,625,412
売上原価	1,275,421
売上総利益	349,991
販売費及び一般管理費	377,324
営業利益	27,333
営業外収益	
受取利息	1,076
為替差益	4,589
その他	1
営業外収益合計	5,667
営業外費用	
支払利息	101
営業外費用合計	101
経常利益	21,768
特別利益	
違約金収入	7,043
特別利益合計	7,043
特別損失	
固定資産除却損	407
事務所移転費用	7,441
特別損失合計	7,849
税金等調整前四半期純利益	22,574
法人税、住民税及び事業税	2,189
法人税等調整額	594
法人税等合計	2,784
四半期純利益	25,358

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	22,574
減価償却費	23,691
のれん償却額	200
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,118
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,146
受取利息及び受取配当金	1,076
支払利息	101
固定資産除却損	407
移転費用	7,441
売上債権の増減額(は増加)	116,266
仕入債務の増減額(は減少)	98,907
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	14,393
未払消費税等の増減額(は減少)	13,646
その他	6,339
小計	10,987
利息及び配当金の受取額	1,076
利息の支払額	97
法人税等の支払額	469
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,538
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	9,000
無形固定資産の取得による支出	9,365
投資有価証券の取得による支出	150,262
投資有価証券の売却による収入	442
差入保証金の差入による支出	6,871
差入保証金の回収による収入	158
その他	3,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	178,199
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	2,502
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,502
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,005
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	194,245
現金及び現金同等物の期首残高	2,327,965
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,133,719

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として先入先出し法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出し法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>
	<p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>
	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。 また、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
固定資産の減価償却費の算 定方法	定率法を採用している資産については、 連結会計年度に係る、減価償却費の額を 期間按分して算定する方法によってお ります。
棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益 性の低下が明らかなものについてのみ 正味売却価額を見積り、簿価切下げを行 う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、144,165千円 であります。</p> <p>2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引 銀行と当座貸越契約を締結しております。 当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約 に係る借入実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	300,000千円	借入実行残高		差引額	300,000千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、131,442千円 であります。</p> <p>2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引 銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入 実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">300,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	300,000千円	借入実行残高		差引額	300,000千円
当座貸越極度額	300,000千円												
借入実行残高													
差引額	300,000千円												
当座貸越極度額	300,000千円												
借入実行残高													
差引額	300,000千円												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)												
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">21,371千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">156,541千円</td> </tr> <tr> <td>採用教育費</td> <td style="text-align: right;">10,594千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">13,602千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">40,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,896千円</td> </tr> </table>	役員報酬	21,371千円	給料手当	156,541千円	採用教育費	10,594千円	減価償却費	13,602千円	地代家賃	40,000千円	貸倒引当金繰入額	4,896千円
役員報酬	21,371千円											
給料手当	156,541千円											
採用教育費	10,594千円											
減価償却費	13,602千円											
地代家賃	40,000千円											
貸倒引当金繰入額	4,896千円											

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
<p style="text-align: center;">現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,133,719</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,133,719</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,133,719	現金及び現金同等物	2,133,719
現金及び預金勘定	2,133,719			
現金及び現金同等物	2,133,719			

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 78,935株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	インターネット(PC)アフィリエイト広告事業(千円)	モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	海外事業(千円)	新規事業・その他(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	525,206	1,025,325	67,286	7,594	1,625,412	-	1,625,412
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,135	1,234	-	6,443	10,813	(10,813)	-
計	528,341	1,026,559	67,286	14,038	1,636,226	(10,813)	1,625,412
営業利益又は営業損失()	54,229	143,030	29,364	19,474	148,421	(175,755)	27,333

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要な製品

- (1) インターネット(PC)アフィリエイト広告事業
インターネットを介したアフィリエイト広告事業等
- (2) モバイルアフィリエイト広告事業
携帯電話を介したアフィリエイト広告事業等
- (3) 海外事業
海外におけるアフィリエイト広告事業等
- (4) 新規事業・その他
日本における新規事業等

3. 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、「海外事業」は、「新規事業・その他」と合わせて「海外及び新規事業・その他」として開示しておりましたが、当該事業区分の売上割合が増加しており今後もこの傾向が予想されるため、当第1四半期連結会計期間より区分表示することに変更いたしました。

当第1四半期連結会計期間の事業の種類別セグメント情報を、変更前の事業区分によって作成した場合、以下ようになります。

	インターネット(PC)アフィリエイト広告事業(千円)	モバイルアフィリエイト広告事業(千円)	海外及び新規事業・その他(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	525,206	1,025,325	74,881	1,625,412	-	1,625,412
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,135	1,234	6,443	10,813	(10,813)	-
計	528,341	1,026,559	81,324	1,636,226	(10,813)	1,625,412
営業利益又は営業損失()	54,229	143,030	48,838	148,421	(175,755)	27,333

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,558,125	67,286	1,625,412	-	1,625,412
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	63,901	63,901	(63,901)	-
計	1,558,125	131,188	1,689,314	(63,901)	1,625,412
営業損失()	14,077	15,508	29,586	2,253	27,333

(注) 国又は地域は、地理的の近接度により区分しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 35,494.88円	1 株当たり純資産額 36,064.85円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純損失金額 ()	321.26円
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。</p>	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失 (千円) ()	25,358
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円) ()	25,358
期中平均株式数 (株)	78,935
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (千株)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社アドウェイズ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 羽津 隆弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は事業区分の変更を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。